

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
保育士修学資金等貸付（未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付）要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（以下「本会」という。）保育士修学資金等貸付規程第11条の規定に基づき、保育士の離職防止、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）の再就職支援を図るため、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料の一部を貸し付けることにより保育人材の確保を図ることを目的として、その貸付等に関し必要な事項を定める。

(貸付対象)

第2条 貸付対象は、未就学児を持つ保育士であって、次の各号のいずれかに該当する沖縄県内の施設又は事業（以下「施設等」という。）に新たに勤務して原則3ヶ月以内の者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要することとする。

- (1) 児童福祉法第7条に規定する保育所
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ①教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ②（3）に定める「認定こども園」への移行を予定している施設
 - (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
 - (4) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行う者及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
 - (5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
 - (6) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項に規定による届出を行ったもの
 - (7) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
 - (8) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
 - (9) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業
- 2 前項に掲げる施設等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、勤務開始から1年内に保育料が発生した場合は、保育料が発生した月から原則3ヶ月以内の者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要することとする。
- 3 第1項に掲げる施設等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業か

ら復帰して原則3ヶ月以内の者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要することとする。

(保育士の業務)

第3条 この貸付要領において、保育士の業務とは、前条に規定する施設等において保育士として児童の保護等の業務に従事することをいう。

(貸付額)

第4条 貸付額は、未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限として貸し付けるものとする。

(貸付期間及び利子)

第5条 貸付期間は、未就学児を持つ保育士が沖縄県内の施設等に勤務する期間で、勤務を開始した月から起算して1年間を限度とする。ただし、当該施設等に勤務開始した月から1年以内に未就学児の保育料が発生した場合は、未就学児の保育料が発生した月から起算して1年間を限度とする。

2 利子は、無利子とする。

(貸付けの申請)

第6条 貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を本会会長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（第1号様式）
- (2) 住民票（申請者、申請者の子ども）
- (3) 所得証明書（連帯保証人）
- (4) 申請者の子どもが沖縄県内の施設等のいずれかに入所が決定したことが確認できる書類
- (5) 申請者の子どもの保育料が確認できる書類
- (6) 申請者の勤務先及び勤務時間を確認することができる書類
- (7) 申請者の保育士登録証の写し
- (8) その他、本会会長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第7条 申請者は、連帯して債務を負担する連帯保証人を立てなければならない。ただし、連帯保証人は成年者で独立の生計を営む者でなければならない。

2 契約後、連帯保証人を変更又は追加しようとするときは、連帯保証人変更・追加申請書（第12号様式）を本会会長に提出しなければならない。

3 本会会長は、前項に規定する申請があったときには、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

(貸付審査会の設置)

第8条 適正な貸付けを行うため、貸付審査会を設置し、貸付けの可否の審査を行い、本会会長へ報告するものとする。なお、貸付審査会の運営方法等については、本会会長が別に定めるものとする。

(審査結果の通知)

第9条 本会会長は、前条の貸付審査会の報告を受け、貸付けの可否を決定し、通知するものとする。

(貸付けの契約)

第10条 貸付けの決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、次の各号に掲げる書類を前条の通知を受けた日から14日以内に本会会長へ提出しなければならない。

- （1）消費貸借契約書（第2号様式）
- （2）振込口座申請書（第3号様式）
- （3）印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人）
- （4）その他、本会会長が必要と認める書類

2 特段の事情がなく前項に規定する期間内に当該書類の提出がない借受人は、貸付けを辞退したものとみなすものとする。

(貸付金の交付)

第11条 本会会長は、借受人から第10条に規定する書類の提出があったときは、貸付金を交付するものとする。

2 貸付金の交付は、分割の方法により交付する。ただし、特段の事情がある場合はその限りではない。

(貸付契約の解除及び貸付の休止)

第12条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付契約を解除するものとする。

- （1）退職したとき。
- （2）心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- （3）借受人又は連帯保証人が死亡したとき。
- （4）貸付期間中に借受人から貸付契約の解除を申し出たとき。
- （5）その他保育料の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 本会会長は、借受人が疾病その他の理由により休職したとき、休職した日の属する月の翌月から復職した日の属する月の分までの貸付けを行わず、休止するものとする。この場合において、既に交付された貸付金があるときは、当該借受人が復職した日の属する月の翌月以後の月の分として交付されたものとみなす。

3 借受人が前2項に該当する事由が生じたときには、借受人又は連帯保証人は、次の各号に掲げる書類を直ちに本会会長に提出しなければならない。

- （1）退職及び勤務を継続する見込みがなくなった場合にあっては、辞退・退職届（第5号様式）
- （2）休職又は復職したときにあっては、在籍する施設等の長の承認を得た休職・復職等届（第10号様式）
- （3）借受人又は連帯保証人が死亡したときにあっては、死亡届（第13号様式）に当該事実を証明する書類
- （4）借受人から貸付契約の解除を申し出たときにあっては、辞退・退職届（第5号様式）

4 本会会長は、第1項に規定する貸付の解除の届出があったときは、契約の解除及び貸付金の返還等

について通知するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第13条 本会会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には貸付金の返還の債務を免除できるものとする。

(1) 沖縄県内の施設等において保育士の業務に従事し、かつ2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、沖縄県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することとする。

(2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 借受人は、前項に規定する各号のいずれかに該当し、免除を申請するときは、返還免除申請書（第11号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

3 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第14条 本会会長は、借受人が沖縄県内の施設等において保育士の業務に従事している期間又は、災害、疾病、負傷、その他やむを得ないと本会会長が認める事由がある場合は、当該事由が継続する期間、返還の債務の履行を猶予できるものとする。

2 借受人は、前項に該当し、猶予を申請するときは、返還猶予申請書（第7号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

3 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

(返還の債務の裁量免除)

第15条 本会会長は、借受人又は連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。ただし、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、又は特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しない。

(1) 死亡し、又は障害により貸付金を返還することができなくなったときは、返還の債務の額の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、債務を返還させることができると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額の全部又は一部

(3) 借受人が1年以上沖縄県内の施設等において保育士の業務に従事したときは、返還の債務の額の一部

2 借受人又は連帯保証人は、前項に規定する各号のいずれかに該当し、免除の申請をするときは、返

還免除申請書（第11号様式）に当該事実を証明する書類を添えて、本会会長に提出しなければならない。

3 本会会長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請について承認又は不承認を決定し、通知するものとする。

4 裁量免除の額は、沖縄県内の貸付対象となる施設等において保育士の業務に従事した月数を、24で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）に返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（返還）

第16条 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く）は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から債務を返還しなければならない。

- （1）貸付契約が解除されたとき。
- （2）沖縄県内の施設等において保育士の業務に従事しなかったとき。
- （3）沖縄県内の施設等において保育士の業務に従事する意思がなくなったとき。
- （4）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- （5）虚偽の内容や不正な手段により貸付けを受けたとき。

（返還期間及び返還方法）

第17条 前条の債務の返還期間は、貸付期間の3倍以内とする。ただし、貸付期間中の休止期間を除く。

2 前条の債務の返還方法は、月賦払いとし、支払金額は、債務額を支払月で割り出した金額とする。ただし、割り切れない端数額は最終回に振り分けるものとする。

3 借受人が前条第1項第5号に該当する場合は、前項に規定する返還方法によらず、債務を一括で返還するものとする。

（従事期間）

第18条 貸付金の返還免除及び猶予期間となる従事期間については、沖縄県内の施設等において保育士の業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数として取り扱うものとする。

（延滞利子）

第19条 本会会長は、借受人が正当な理由がなく、債務を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を免除することができるものとする。

(届出義務)

第20条 借受人又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該書類を直ちに本会会長に届出なければならない。

- (1) 借受人が沖縄県内の貸付対象となる施設等において保育士の業務に従事したときは、業務従事届（第6号様式）
- (2) 借受人が業務従事先を変更したときは、業務従事届（第6号様式）及び業務従事期間証明書（第8号様式）
- (3) 借受人又は連帯保証人の住所、氏名、電話番号、勤務先に変更があったときは、住所・氏名・連絡先等変更届（第4号様式）
- (4) 借受人が業務従事期間中に休職又は復職したときは、休職・復職届（第10号様式）

2 本会会長は、借受人及び連帯保証人に対し、前項に規定する届出書類のほか、貸付けの目的を達成するために必要な書類等の提出及び報告を求めることができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第21条 本会会長は、貸付金に基づく一切の個人情報を申請者（借受人）と連帯保証人の不利益となるよう取り扱わなければならない。

(様式)

第22条 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付に係る申請及び届出書類の様式は、次のとおりとする。

- 第1号様式 申請書
- 第2号様式 消費貸借契約書
- 第3号様式 振込口座申請書
- 第4号様式 住所・氏名・連絡先等変更届
- 第5号様式 辞退・退職届
- 第6号様式 業務従事届
- 第7号様式 返還猶予申請書
- 第8号様式 業務従事期間証明書
- 第9号様式 業務従事意思確認書
- 第10号様式 休職・復職届
- 第11号様式 返還免除申請書
- 第12号様式 連帯保証人変更・追加申請書
- 第13号様式 死亡届

(雑則)

第23条 この貸付要領の施行に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

1 この貸付要領は、平成28年9月21日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

1 この貸付要領は、平成28年11月30日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

1 この貸付要領は、平成29年5月19日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

2 この要領の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。

附 則

1 この貸付要領は、令和2年4月2日から施行し、令和2年4月1日より適用する。

2 この要領の施行以前に貸付けを行った者の取扱いは、なお従前の例による。